

証券コード：4768

平成19年3月9日

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号

株式会社 大塚 商 会

代表取締役社長 大塚 裕 司

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年3月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに当社に到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙の右片に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願いいたします。

敬 具

記

- | | |
|--------|---------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成19年3月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
大塚商会本社ビル3階 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第46期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役14名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.otsuka-shokai.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成18年1月1日～平成18年12月31日)におけるわが国経済は、企業収益改善や需要増加による設備投資に支えられ、長期にわたる緩やかな景気拡大が続いております。

当社グループの属するIT関連業界は、景況感の回復や資金調達環境の改善を背景に、法令や公的手続電子化等への対応、事業拡大のための基盤整備、業務の効率化やコスト削減、人材・人手不足対策等、経営強化や生き残りをかけた企業の高いIT投資意欲により、まだら模様ながらも全体としては堅調に推移しております。具体的には、情報セキュリティ対策の強化、情報システムインフラの見直し、統合型業務パッケージソフトの導入等が高い伸びを示しており、システム運用管理等のアウトソーシングも増加傾向にあります。但し、お客様のトータルコスト削減や投資対効果明確化の要求は強く、コスト面に配慮しながらお客様に最適な付加価値の高い提案を行うことが業界全体の課題となっております。また、中小企業においてはIT活用の余地が依然として大きく、IT投資意欲も高まりを見せているものの、ITに詳しい人材や要員が不足気味であるため、製品情報や導入事例のタイムリーな提供、経営課題解決のための適切なシステム提案、システム導入後の親身なサポートと迅速な対応等がより一層求められています。

このような中で当社グループは、平成18年度のスローガンを「お客様の目線で、信頼に答える」とし、独自開発の顧客管理及び営業支援システム「SPR(*1)」の機能強化と活用促進をより一層図りながら、お客様のニーズに合ったシステム提案を積極的かつ効率的に行いました。また、当社の強みである複写機、コンピュータ、FAX、電話機、回線などを組み合わせた複合システム提案を積極的に行い、情報セキュリティ関連ビジネス、統合型基幹業務システム「SMILEシリーズ(*2)」、オフィスサプライ

通信販売事業「たのめーる(*3)」、オリジナルのナレッジマネジメントシステム「ODS 2 1(*4)」等の重点戦略事業に引き続き注力し、既存のお客様との取引拡大と新規顧客の開拓に努めました。さらに、営業支援センターの業務拡大による営業効率向上とシステム開発案件のプロジェクト管理強化による生産性向上に努めました。

この他、サービス&サポート事業を「たのめーる」と「たよれーる(*5)」の2大ブランドに集約し、サービス&サポートメニューの充実とわかり易さの向上に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,336億17百万円（前年同期比5.9%増）、営業利益261億58百万円（前年同期比19.4%増）、経常利益264億94百万円（前年同期比19.3%増）、当期純利益156億21百万円（前年同期比33.0%増）と4期連続で増収増益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

[システムインテグレーション事業]

コンサルティングからシステム設計・開発、搬入設置工事、ネットワーク構築まで最適なシステムを提供するシステムインテグレーション事業では、情報セキュリティ関連商品、サーバ、カラー複写機、統合型基幹業務システム「SMILEシリーズ」、オリジナルのナレッジマネジメントシステム「ODS 2 1」、CADシステム等に注力しました。

この結果、システムインテグレーション事業の売上高は2,634億25百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

[サービス&サポート事業]

サプライ供給、ハード&ソフト保守、テレフォンサポート、教育、アウトソーシングサービス等により導入システムや企業活動をトータルにサポートするサービス&サポート事業では、Webサイト及びカタログによるオフィスサプライ通信販売事業「たのめーる」が引き続き好調に推移し、保守等も堅調でした。

この結果、売上高は1,687億1百万円（前年同期比13.1%増）となりました。

[その他の事業]

その他の事業では、売上高は14億90百万円（前年同期比26.8%減）となりました。

事業区別	売上高	商品仕入実績
システムインテグレーション事業	263,425百万円	189,260百万円
サービス&サポート事業	168,701百万円	61,011百万円
その他の事業	1,490百万円	314百万円
合計	433,617百万円	250,586百万円

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

*1 SPR

Sales Process Re-engineeringの略称。顧客管理と営業支援の機能を有し、データに基づく科学的なアプローチで顧客満足と効率的営業を同時に実現する独自開発のシステム。

*2 SMILEシリーズ

当社グループオリジナルの統合型基幹業務システム。

*3 たのめーる

MRO (Maintenance, Repair and Operation: 消耗品・補修用品など、企業内で日常的に使用されるサプライ用品のこと) 事業の中核を担う事業ブランド。

*4 ODS 21

Otsuka Document Solutions 21 for open knowledge officeの略称。当社グループの強みの一つである特定のメーカーにとらわれないマルチベンダー対応とオフィス製品全般を広く提供するマルチフィールド対応により、企業の文書類を知識データベースとして活用・管理するためのシステム群。

*5 たよれーる

お客様の情報システムや企業活動全般をサポートする事業ブランド。

② 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は43億99百万円で、前連結会計年度に比べ、3億28百万円減少しております。当連結会計年度中に取得した主要設備の状況は次のとおりであります。

なお、上記資金は自己資金にてまかないました。

当連結会計年度中に取得した主要設備

機 器 等	設 置 場 所	投 資 額
コンピュータ (ハードウェア)	全国事業所	1,016百万円
コンピュータ (ソフトウェア)		2,146百万円

(注) コンピュータ (ハードウェア) については、一部リースにより調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 43 期 (平成15年12月期)	第 44 期 (平成16年12月期)	第 45 期 (平成17年12月期)	第 46 期 (当連結会計年度 (平成18年12月期))
売 上 高(百万円)	344,377	372,481	409,413	433,617
経 常 利 益(百万円)	9,055	17,036	22,210	26,494
当 期 純 利 益(百万円)	2,457	11,247	11,747	15,621
1株当たり当期純利益 (円)	77.67	355.88	371.72	494.30
総 資 産(百万円)	162,144	167,228	173,927	189,357
純 資 産(百万円)	43,978	54,667	58,920	73,414
1株当たり純資産額 (円)	1,391.57	1,729.81	1,864.42	2,305.15

- (注) 1. 第43期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 第44期から「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が適用できることになったことに伴い、第44期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。
3. 第46期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。

第43期

平成15年度の連結業績は、製造業の業績回復に加えて、e-Japan構想の進展や各種リプレース需要、IT投資促進税制等の支援策により企業のIT投資が回復基調となり、売上高3,443億円(前年同期比6.2%増)、営業利益92億円(前年同期比15.4%増)、経常利益90億円(前年同期比16.6%増)、当期純利益24億円(前年同期比2.2%増)と、営業利益、経常利益の最高益を更新しました。

第44期

平成16年度の連結業績は、企業収益の改善や金融不安の解消を背景に、複合提案の推進や顧客管理及び営業支援システムの活用により、売上高3,724億円(前年同期比8.2%増)、営業利益170億円(前年同期比84.5%増)、経常利益

170億円（前年同期比88.1%増）、当期純利益112億円（前年同期比357.7%増）となりました。当期純利益の大幅増は、厚生年金基金の代行返上に伴う特別利益54億円を計上した影響によるものです。

第45期

平成17年度の連結業績は、企業業績回復の広がりを背景に、情報セキュリティ対策投資の本格化等により企業のIT投資は引き続き堅調に推移しました。当社グループは複合提案の推進や顧客管理及び営業支援システムのさらなる活用により、売上高4,094億円（前年同期比9.9%増）、営業利益219億円（前年同期比28.8%増）、経常利益222億円（前年同期比30.4%増）、当期純利益117億円（前年同期比4.4%増）となりました。

第46期

当期につきましては、前記「(1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載したとおりであります。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 43 期 (平成15年12月期)	第 44 期 (平成16年12月期)	第 45 期 (平成17年12月期)	第 46 期 (当期) (平成18年12月期)
売 上 高(百万円)	316,578	342,537	380,277	402,886
経 常 利 益(百万円)	8,442	15,656	20,388	24,882
当 期 純 利 益(百万円)	2,391	9,235	10,871	14,532
1株当たり当期純利益 (円)	75.60	292.25	344.02	459.87
総 資 産(百万円)	153,828	157,375	163,228	179,436
純 資 産(百万円)	45,150	53,840	57,169	69,999
1株当たり純資産額 (円)	1,428.66	1,703.66	1,809.03	2,215.01

- (注) 1. 第43期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
2. 第44期から「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が適用できることになったことに伴い、第44期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

3. 第46期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
㈱OSK	300	100.0	パッケージソフトの開発、販売
㈱ネットプラン	400	100.0	電気通信工事及び内装工事
㈱アルファシステム	80	100.0	受託ソフト・パッケージ開発及びERPコンサル事業
㈱ネットワークド	585	68.4	ネットワーク関連製品の販売・技術サポート
大塚資訊科技(股)有限公司	百万NT\$ 116	100.0	CAD/CAMソリューションの販売
㈱アルファテクノ	50	100.0	パソコン周辺機器の修理・廃棄・データ復旧サービス
㈱アルファネット	400	100.0	ネットワークシステムサービス・サポート全般
㈱富士見建設	99	100.0	建設工事、ビル保守・管理
大塚オートサービス㈱	50	100.0	自動車販売・整備・板金、保険代理店業
㈱大塚ビジネスサービス	50	65.0	DM作成・発送代行、情報管理・処理、HP作成代行

- (注) 1. サイオステクノロジー(株) (旧㈱テンアートニ) は、当社連結子会社より除外され、持分法適用の関連会社となっております。
2. ㈱富士見建設に㈱ネットプランを平成19年4月1日付で合併し、新会社名を㈱ネットプランに変更します。

③ 企業結合の成果

前記「(1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営環境や経営課題の変化に柔軟に対応できるよう経営の質を充実させ、取引顧客の深耕・拡大を軸に、総合力を活かして収益力の向上と売上高の伸長を図ります。

そのために対処すべき課題として、

- ・ グループ経営力の強化
- ・ 各事業分野の評価徹底と経営資源の最適配分
- ・ 総合力をさらに効率的に発揮するワンストップ運営体制の構築
- ・ 人材の育成

に取り組んでまいります。

今後の経済状況につきましては、企業収益に影響を与える原油などの原材料価格や米国経済の動向に注意する必要があるものの、企業の設備投資が底堅く推移し雇用情勢も改善傾向にあることから、国内景気は引き続き拡大基調で推移するものと予想されます。

こうした中で、経営課題解決のためにITを活用することは、企業規模の大小や業種業態を問わず不可欠な状況となっております。特に、金融商品取引法（日本版SOX法）の実施基準案も公表されたことから、内部統制体制構築への対策が企業経営の重要課題となっており、そのためのIT投資が徐々に具体化するものと予想されます。また、回線の見直しを含む情報システムインフラの更新需要も底堅く推移するものと思われます。

当社グループは平成19年度のスローガンを「お客様の目線で信頼に応え、お客様と共に成長する」とし、今後もお客様の経営課題を解決するためにお客様の目線に立って、当社グループの総合力を活かしたワンストップソリューション及びワンストップサポートを提供してまいります。そして、お客様と共に成長し、「ミッションステートメント」の具現化に努め、さらなる企業価値の向上を目指します。

株主の皆様には、こうした当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変りませぬご支援をお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成18年12月31日現在)

事業内容	主要製品
システムインテグレーション事業	コンサルティング、システム機器・ソフトウェアの販売、受託ソフト開発、機器の搬入設置・ネットワーク工事等
サービス&サポート事業	サプライ供給、保守サービス、業務支援サービス等
その他の事業	建設工事、ビル保守・管理、自動車整備・販売、保険代理店業、ダイレクトメール及び情報処理サービス等

当社グループは、情報システムの構築・稼働までを事業領域とするシステムインテグレーション事業と、システム稼働後のサポートを事業領域とするサービス&サポート事業を主な事業としております。具体的な事業内容としては、コンサルティング、システム構築、サプライ供給、システム運用支援、業務支援等であり、複写機、コンピュータ、通信機器、回線等、オフィスで必要となる機器やソフトウェアならびに関連サービスを幅広く提供するワンストップソリューション、ワンストップサポートが大きな特長となっております。

当社グループの事業はシステムインテグレーション事業、サービス&サポート事業及びその他の事業に区分され、その内容は上記のとおりであります。

(6) 主要な営業拠点 (平成18年12月31日現在)

<当社>

- ① 本社 : 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
- ② 支社 : 首都圏支社 (東京都千代田区)、関西支社 (大阪市福島区)、中部支社 (名古屋市中区)
- ③ 事業部 : LA事業部 (東京都千代田区)
ビジネスパートナー事業部 (東京都千代田区)
MRO事業部 (東京都千代田区)
αW e b事業部 (東京都千代田区)
ホテル事業部 (静岡県熱海市)

④ 地域営業部、支店

地域営業部		支店	
名称	所在地	名称	所在地
中央第一営業部	東京都中央区	札幌支店	札幌市中央区
中央第二営業部	東京都港区	仙台支店	仙台市青葉区
神奈川営業部	横浜市神奈川区	宇都宮支店	栃木県宇都宮市
城西営業部	東京都新宿区	名古屋支店	名古屋市中区
多摩営業部	東京都立川市	三河支店	愛知県岡崎市
城北営業部	東京都豊島区	京都支店	京都市中京区
埼玉営業部	さいたま市中央区	神戸支店	神戸市中央区
京葉営業部	千葉県船橋市	広島支店	広島市中区
大阪北営業部	大阪市福島区	九州支店	福岡市博多区
大阪南営業部	大阪市福島区		

(注) 上記のほか、エリア支店を66拠点設置しております。

⑤ その他の拠点

名称	所在地
インターネットデータセンター	千葉県市川市
C T O セ ン タ ー	東京都大田区、大阪市西淀川区
O D T セ ン タ ー	東京都大田区
ニューさがみや、他3ホテル	静岡県熱海市、他3ヶ所

<主要な子会社>

名称	所在地	名称	所在地
㈱OSK	東京都墨田区	㈱ネットプラン	東京都新宿区
㈱ネットワークド	東京都千代田区	㈱アルファテクノ	千葉県習志野市
㈱アルファネット	東京都文京区		

(7) 使用人の状況 (平成18年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
7,773名 (1,324名)	24名増 (134名増)

(注) 使用人数は常勤の就業人員数(社外への出向者を除き、受入出向者を含む)を、臨時従業員数は()内に外数でそれぞれ記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,379名 (1,098名)	82名増 (131名増)	35.4歳	11.6年

(注) 使用人数は常勤の就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への受入出向者を含む）を、臨時従業員数は（ ）内に外数でそれぞれ記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成18年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,650 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,450 百万円
株式会社みずほ銀行	1,375 百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特筆すべき重要な事実はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成18年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 112,860,000株
- ② 発行済株式の総数 31,667,020株
- ③ 株主数 5,044名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
大塚装備株式会社	8,158千株	25.8%

(注) 出資比率は平成18年12月31日現在の発行済株式総数である31,667,020株から自己名義株式64,726株を除いた31,602,294株を基準に計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	大塚裕司	営業本部長、マーケティング本部長 [他の法人等の代表状況] 大塚装備株代表取締役社長
代表取締役専務	稲子谷 昭	営業副本部長(西日本地区担当)、 関西支社長
取締役兼専務執行役員	長島義昭	営業副本部長、エリア統括(エリア部門・エリアシステム部門・通信システム部門)、マーケティング副本部長、首都圏支社長
取締役兼専務執行役員	原田要市	管理本部長、社長室担当
取締役兼上席常務執行役員	濱田一秀	技術本部長、サポート技術部門長
取締役兼上席常務執行役員	片倉一幸	営業副本部長、システム統括(業種S I部門・CAD部門)、マーケティング副本部長、αWeb事業部長、営業支援センター長、支店担当
取締役兼上席常務執行役員	中嶋克彦	管理副本部長、環境管理室長
取締役兼常務執行役員	高橋俊泰	MRO事業部長、たのめーるマーケティング部長、商品部・物流推進部担当
取締役兼上席執行役員	伊藤裕一	関西支社長代理(大阪北・大阪南営業部統括)、関西管理部長
取締役兼上席執行役員	塩川公男	LA事業部担当、ビジネスパートナー事業部長
取締役兼上席執行役員	橘政和	監査室長

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
取締役兼上席執行役員	宇佐美 慎 治	技術本部長代理、システム技術部門長、コンサル推進グループ長 [他の法人等の代表状況] ㈱OSK代表取締役社長
取締役兼上席執行役員	矢 野 克 尚	エリア統括補佐 (エリア部門・エリアシステム部門・通信システム部門)、エリア部門長
常 勤 監 査 役	吉 田 達 三	
監 査 役	羽 石 勝 英	
監 査 役	古 畑 克 巳	公認会計士
監 査 役	牧 野 二 郎	弁護士

(注) 1. 監査役古畑克巳氏及び監査役牧野二郎氏は、社外監査役であります。

2. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

上席執行役員	河辺 春喜	総務部長
上席執行役員	山 幸司	中部支社長、名古屋支店長、三河支店長
上席執行役員	齋藤 廣伸	経営企画室長、コンプライアンス室長、ブランド戦略室長
上席執行役員	広瀬 光哉	業種S I 部門長、インダストリーシステム部長、インダストリープロモーション部長、スマイルプロモーション部長、マーケティング企画部長
上席執行役員	鶴見 裕信	CAD部門長、CADLAグループ長、CADプロモーション部長
執行役員	藤田 等	関西支社長補佐、大阪南営業部長
執行役員	橋本 力	エリア大手支援グループ長、ロイヤルカスタマー支援グループ長
執行役員	田中 努	株式会社OSK専務取締役
執行役員	村上 倫明	アプリケーションソリューションセンター長
執行役員	藤野 卓雄	首都圏支社長補佐、神奈川営業部長
執行役員	若松 康博	経理部長
執行役員	後藤 和彦	テクニカルプロモーション部長
執行役員	斉藤 浩一	首都圏支社長補佐、城西営業部長
執行役員	奥山 和悦	首都圏支社長補佐、中央第一営業部長
執行役員	桜井 実	サービスセンター長、テクニカルソリューションセンター長、αWebサポート部長
執行役員	植野 弘治	通信システム部門長、通信システム特販グループ長、企業通信システム営業部長、ブロードバンドプロモーション部長

執行役員	中野	清	トータル情報システム室長
執行役員	田中	修	LA事業部長、LA事業部首都圏営業部長、LA広域グループ長
執行役員	大谷	俊雄	ODS・CTI特販グループ長、トータルソリューショングループ長、ODS・CTIプロモーション部長、SPR・CRMセンター長
執行役員	水谷	亮介	エリアシステム部門長、エリアシステム営業部長、エリアシステムプロモーション部長
執行役員	三浦	秀明	首都圏支社長補佐、中央第二営業部長
執行役員	遠渡	明久	たよれーるコールセンター長

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区	分	支給人員	支給額	
取	締	役	13名	321百万円
監	査	役	4名	30百万円
合	計		17名	351百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成2年3月13日開催の株主総会決議において年額650百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年3月30日開催の株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 みすず監査法人（旧中央青山監査法人）

② 報酬等の額

	支払額
当連結会計年度に係る報酬等の額	61百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分指定しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の会計監査人でありました、みずず監査法人（旧中央青山監査法人）は、平成18年5月に金融庁から業務停止処分を受け、平成18年7月1日付で会計監査人たる資格を喪失したため、同日付で当社の会計監査人を退任しております。なお、同監査法人は平成18年9月1日より、当社の一時会計監査人に就任しております。

③ 子会社の会計監査人の状況

中華民国（台湾）の子会社 大塚資訊科技(股)有限公司の会計監査人は KPMG Certified Public Accountants であります。

連結貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	116,232	流 動 負 債	104,279
現金及び預金	18,421	支払手形及び買掛金	70,036
受取手形及び売掛金	69,259	短 期 借 入 金	8,272
た な 卸 資 産	16,561	未 払 法 人 税 等	5,446
繰 延 税 金 資 産	1,984	前 受 金	5,364
そ の 他	10,241	賞 与 引 当 金	2,670
貸 倒 引 当 金	△237	そ の 他	12,488
固 定 資 産	73,124	固 定 負 債	11,663
有 形 固 定 資 産	52,051	長 期 借 入 金	2,581
建物及び構築物	30,433	繰 延 税 金 負 債	42
土 地	17,425	再評価に係る繰延税金負債	267
そ の 他	4,192	退 職 給 付 引 当 金	8,107
無 形 固 定 資 産	4,611	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	441
ソフトウェア	4,306	負 の の れ ん	7
そ の 他	305	そ の 他	214
投資その他の資産	16,461	負 債 合 計	115,942
投資有価証券	7,669	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	2,701	株 主 資 本	86,632
長期前払費用	3,146	資 本 金	10,374
繰 延 税 金 資 産	1,581	資 本 剰 余 金	16,254
そ の 他	2,139	利 益 剰 余 金	60,120
貸 倒 引 当 金	△777	自 己 株 式	△117
資産合計	189,357	評価・換算差額等	△13,784
		その他有価証券評価差額金	1,779
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	△15,500
		為替換算調整勘定	△63
		少数株主持分	566
		純 資 産 合 計	73,414
		負債・純資産合計	189,357

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		433,617
売 上 原 価		330,173
売 上 総 利 益		103,444
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		77,286
営 業 利 益		26,158
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	93	
家 賃 収 入	264	
そ の 他	142	511
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	131	
そ の 他	44	175
経 常 利 益		26,494
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	49	
持 分 変 動 損 益	344	393
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	43	
固 定 資 産 除 却 損	223	
減 損 損 失	102	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	34	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	132	537
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		26,350
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		9,972
法 人 税 等 調 整 額		693
少 数 株 主 利 益		63
当 期 純 利 益		15,621

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年12月31日 残高	10,374	16,254	46,941	△113	73,457
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,370		△2,370
当期純利益			15,621		15,621
土地再評価差額金の取崩			△72		△72
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	13,178	△3	13,174
平成18年12月31日 残高	10,374	16,254	60,120	△117	86,632

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 持	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成17年12月31日 残高	1,109	—	△15,572	△74	△14,537	1,359	60,279
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,370
当期純利益							15,621
土地再評価差額金の取崩							△72
自己株式の取得							△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	670	△0	72	10	752	△793	△40
連結会計年度中の変動額合計	670	△0	72	10	752	△793	13,134
平成18年12月31日 残高	1,779	△0	△15,500	△63	△13,784	566	73,414

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

10社

主要な連結子会社の名称

株式会社ネットワーク

前連結会計年度において連結子会社でありましたサイオステクノロジー株式会社（旧株式会社テンアートニ）は、持分比率の減少及び役員構成の変更により、連結子会社から持分法適用関連会社に変更しております。

なお、サイオステクノロジー株式会社の損益計算書は、当連結会計年度における連結損益計算書に含まれております。

② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

欧智卡信息系统商贸(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法適用の非連結子会社または関連会社数

1社

主要な会社等の名称

サイオステクノロジー株式会社

前連結会計年度において連結子会社でありましたサイオステクノロジー株式会社（旧株式会社テンアートニ）は、持分比率の減少及び役員構成の変更により、連結子会社から持分法適用関連会社に変更しております。

なお、サイオステクノロジー株式会社の損益計算書は、当連結会計年度における連結損益計算書に含まれております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称	日中テクノパーク株式会社
持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ 時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・保守部品	主として移動平均法による原価法
仕掛品	個別法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア 予想販売数量に基づき、当連結会計年度の販売数量に対応する金額を償却しております。ただし、毎期の償却額は残存有効期間（見込有効期間3年）に基づく均等配分額を下回らないこととしております。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産 定額法

長期前払費用 定額法

③ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社6社では役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

（追加情報）

連結子会社1社は、内規の整備に伴い当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。なお、これによる影響は軽微であります。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…先物為替予約、通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ方針

ヘッジ対象…買掛金、借入金

外貨建債務に係る将来の為替レートの変動リスクの回避及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、発生年度において実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却を行っております。

(7) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、72,848百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

(8) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

無形固定資産に区分掲記されていた「営業権」及び「連結調整勘定」は、当連結会計年度より合算し「負ののれん」と表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	11百万円
建物	653百万円
土地	535百万円
計	1,199百万円

上記の物件は、支払手形及び買掛金191百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	44,195百万円
うち減損損失累計額	1,166百万円

(3) 期末日満期手形

当連結会計年度末日は金融機関が休日のため、期末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	608百万円
支払手形	3,286百万円

(4) 受取手形譲渡残高

当連結会計年度末日の受取手形残高は、手形信託契約に基づく債権の一部譲渡によって、2,268百万円減少しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	31,667千株	—	—	31,667千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	64千株	0千株	—	64千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成18年3月30日開催第45回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,370百万円
- ・1株当たり配当金額 75円
- ・基準日 平成17年12月31日
- ・効力発生日 平成18年3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成19年3月29日開催第46回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 3,634百万円
- ・1株当たり配当金額 115円
- ・基準日 平成18年12月31日
- ・効力発生日 平成19年3月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当ありません。

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,305円15銭
- (2) 1株当たり当期純利益 494円30銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年2月8日

株式会社 大塚商会
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 秋山賢一 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 石井哲也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大塚商会の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大塚商会及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第46期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び監査の内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び内部監査室等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

一時会計監査人みずず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月13日

株式会社 大塚商会 監査役会

常勤監査役	吉田達三	㊟
監査役	羽石勝英	㊟
監査役	古畑克巳	㊟
監査役	牧野二郎	㊟

(注) 監査役古畑克巳及び監査役牧野二郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	106,540	流動負債	98,893
現金及び預金	15,384	支払手形	18,574
受取手形	2,764	支払信託	5,314
売掛金	61,186	買掛金	42,295
商物品	13,377	短期借入金	5,600
保守部	1,227	1年内返済予定長期借入金	450
仕掛品	438	未払金	5,828
貯蔵品	104	未払法人税等	4,750
前渡金	3,353	未払消費税等	1,203
前払費用	545	未払費用	2,851
未収入金	5,585	前受金	5,246
繰延税金資産	1,640	預り金	4,439
その他の	1,166	賞与引当金	2,339
貸倒引当金	△234	固定負債	10,543
固定資産	72,896	長期借入金	2,500
有形固定資産	51,505	長期預り金	223
建物	30,250	退職給付引当金	7,203
構築物	634	役員退職慰労引当金	348
車両運搬具	93	再評価に係る繰延税金負債	267
器具及び備品	3,874	負債合計	109,437
土地	16,653	純資産の部	
無形固定資産	4,022	株主資本	83,719
のれん	0	資本金	10,374
電話加入権	272	資本剰余金	16,254
温泉利用権	12	資本準備金	16,254
ソフトウェア	3,737	利益剰余金	57,207
投資その他の資産	17,368	利益準備金	2,593
投資有価証券	5,699	その他利益剰余金	54,613
関係会社株式	4,676	プログラム準備金	2,041
長期貸付金	109	固定資産圧縮積立金	15
差入保証金	2,253	別途積立金	22,350
長期前払費用	2,861	繰越利益剰余金	30,205
繰延税金資産	447	自己株式	△117
その他の	2,094	評価・換算差額等	△13,720
貸倒引当金	△774	他有価証券評価差額金	1,779
資産合計	179,436	土地再評価差額金	△15,500
		純資産合計	69,999
		負債・純資産合計	179,436

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		402,886
売 上 原 価		308,731
売 上 総 利 益		94,154
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		69,819
営 業 利 益		24,334
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14	
受 取 配 当 金	168	
家 賃 収 入	364	
そ の 他	133	681
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	108	
そ の 他	25	133
経 常 利 益		24,882
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	47	47
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	43	
固 定 資 産 除 却 損	194	
減 損 損 失	104	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	132	501
税 引 前 当 期 純 利 益		24,428
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		8,930
法 人 税 等 調 整 額		964
当 期 純 利 益		14,532

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 株	己 式	株 資 合	主 本 計	
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						利 余 金 計					益 金 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金			越 益 金						
					プ ロ グ ラ ム 準 備 金	固 定 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 剩 余 金							
平成17年12月31日 残高	10,374	16,254	16,254	2,593	2,939	15	22,350	17,217	45,117			△113	71,632		
事業年度中の変動額															
剰余金の配当								△2,370	△2,370				△2,370		
プログラム準備金の取崩額(当事業年度分)					△479			479	-				-		
プログラム準備金の取崩額(前事業年度分)					△418			418	-				-		
当期純利益								14,532	14,532				14,532		
土地再評価差額金の取崩								△72	△72				△72		
自己株式の取得												△3	△3		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)															
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△898	-	-	12,988	12,090			△3	12,086		
平成18年12月31日 残高	10,374	16,254	16,254	2,593	2,041	15	22,350	30,205	57,207			△117	83,719		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 合 計	
平成17年12月31日 残高	1,109	△15,572		△14,463	57,169
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,370
プログラム準備金の取崩額(当事業年度分)					-
プログラム準備金の取崩額(前事業年度分)					-
当期純利益					14,532
土地再評価差額金の取崩					△72
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	670	72		742	742
事業年度中の変動額合計	670	72		742	12,829
平成18年12月31日 残高	1,779	△15,500		△13,720	69,999

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・保守部品

移動平均法による原価法

仕掛品

個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

当社における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、69,999百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

(8) 表示方法の変更

(貸借対照表)

無形固定資産に区分掲記されていた「営業権」は、当事業年度より「のれん」と表示しております。

(9) 追加情報

(支払方法の変更)

従来の手形支払の一部を一括支払信託方式または期日振込方式へ変更いたしました。これにより、支払手形は7,810百万円減少し、支払信託が5,314百万円、買掛金が2,496百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	11百万円
建物	653百万円
土地	535百万円
計	1,199百万円

上記の物件は、支払手形・買掛金191百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	44,549百万円
うち減損損失累計額	1,284百万円

(3) 期末日満期手形

当事業年度末日は金融機関が休日のため、期末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	544百万円
支払手形	3,286百万円

(4) 受取手形譲渡残高

当事業年度末日の受取手形残高は、手形信託契約に基づく債権の一部譲渡によって、2,268百万円減少しております。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,295百万円
② 長期金銭債権	103百万円
③ 短期金銭債務	5,927百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	815百万円
② 仕入高	24,796百万円
③ 販売費及び一般管理費	7,113百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,659百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	64千株	0千株	—	64千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	243 百万円
未払事業税等	468 百万円
賞与引当金	952 百万円
退職給付引当金	2,920 百万円
役員退職慰労引当金	153 百万円
減損損失	653 百万円
その他	716 百万円
繰延税金資産小計	6,107 百万円
評価性引当額	△219 百万円
繰延税金資産合計	5,888 百万円
繰延税金負債	
プログラム準備金	△1,407 百万円
有価証券評価差額	△1,221 百万円
前払年金費用	△1,159 百万円
その他	△11 百万円
繰延税金負債合計	△3,799 百万円
繰延税金資産の純額	2,088 百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器一式等をリース契約により使用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,215円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	459円87銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年2月8日

株式会社 大塚商会
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 秋山賢一 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 石井哲也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大塚商会の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び監査の内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一時会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月13日

株式会社 大塚商会 監査役会

常勤監査役	吉田達三	㊟
監査役	羽石勝英	㊟
監査役	古畑克巳	㊟
監査役	牧野二郎	㊟

(注) 監査役古畑克巳及び監査役牧野二郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につきまして、普通配当を前期75円から30円増配して105円とし、これに創立45周年記念配当10円を加えて合計115円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,634,263,810円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年3月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 20,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

① 単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります(変更案第10条)。

② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第16条)。

③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第28条)。

- ④ その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

- (2)平成15年7月1日より導入いたしました執行役員制度の定着と取締役の選任状況に鑑み、取締役の員数を「25名以内」から「19名以内」へ減員して更なる経営の効率化を図るものであります（変更案第19条）。
- (3)周知性の向上及び公告手続の合理化を図るため、公告方法を日刊紙への掲載から電子公告に変更するものであります（変更案第5条）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、11,286万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、11,286万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現行定款	変更案
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
<p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理</u>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き<u>その他の株主名簿、新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
<p>第9条 当社の<u>株券の種類</u>ならびに<u>株式の名義書換、質権の登録</u>および<u>信託財産の表示</u>または<u>これらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款</u>のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
(基準日)	
<p>第10条 当社は、毎年12月31日の最終の<u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>本定款に定めるもののほか、必要のあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第11条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定める順序により</u>、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席取締役が記名捺印する。</p> <p>2 議事録は10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、25名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、19名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任決議)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任決議)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役会の決議によって、当会社を代表すべき取締役を、若干名選任する。</p>	<p>(代表取締役の選定)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって、代表取締役社長、代表取締役専務を選任することができる。</p>	<p>(役付取締役の選定)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長、代表取締役専務を選定することができる。</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(相談役および顧問の委嘱)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(相談役および顧問の委嘱)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により他の取締役がこれを代わる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任決議)</p> <p>第27条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p>	<p>(監査役の選任決議)</p> <p>第31条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>3 2</u>条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第<u>3 3</u>条 当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第<u>3 4</u>条 当会社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>3 5</u>条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>3 6</u>条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第<u>3 6</u>条 <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>3 7</u>条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第<u>3 8</u>条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>3 9</u>条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を<u>することができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>4 0</u>条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年6月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>4 1</u>条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員13名は任期満了となります。つきましては、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	大塚 裕 司 (昭和29年2月13日生)	昭和56年11月 当社入社 平成4年3月 取締役 同5年3月 常務取締役 同6年3月 専務取締役 同7年3月 取締役副社長（代表取締役） 同13年8月 取締役社長（同） 同18年3月 代表取締役社長、営業本部長、マーケティング本部長（現任） [他の法人等の代表状況] 大塚装備(株)代表取締役社長	2,576,580株
2	稲子 谷 昭 (昭和21年3月5日生)	昭和40年4月 当社入社 同59年3月 取締役 平成3年3月 常務取締役 同7年3月 専務取締役 同14年3月 同（代表取締役） 同18年3月 代表取締役専務、営業副本部長（西日本地区担当）、関西支社長（現任）	52,110株
3	長 島 義 昭 (昭和21年7月10日生)	昭和44年3月 当社入社 平成2年3月 取締役 同6年3月 常務取締役 同9年3月 専務取締役 同15年7月 専務取締役兼上席執行役員 同18年3月 取締役兼専務執行役員 同18年7月 同、営業副本部長、エリア統括（エリア部門・エリアシステム部門・通信システム部門）、マーケティング副本部長、首都圏支社長（現任）	40,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
4	原田 要市 (昭和22年6月2日生)	昭和46年3月 当社入社 平成5年3月 取締役 同7年3月 常務取締役 同10年3月 専務取締役 同15年7月 専務取締役兼上席執行役員 同18年3月 取締役兼専務執行役員、管理本部長、社長室担当 (現任)	20,890株
5	濱田 一秀 (昭和23年5月23日生)	昭和48年9月 当社入社 平成7年3月 取締役 同10年3月 常務取締役 同15年7月 常務取締役兼上席執行役員 同18年3月 取締役兼上席常務執行役員 同18年10月 同、技術本部長、サポート技術部門長 (現任)	18,790株
6	片倉 一幸 (昭和27年6月11日生)	昭和51年3月 当社入社 平成9年3月 取締役 同11年3月 常務取締役 同15年7月 常務取締役兼上席執行役員 同18年3月 取締役兼上席常務執行役員 同18年10月 同、営業副本部長、システム統括 (業種S I 部門・CAD部門)、マーケティング副本部長、αWeb事業部長、営業支援センター長、支店担当 (現任)	10,050株
7	中嶋 克彦 (昭和28年1月7日生)	平成4年9月 当社入社 同8年3月 取締役 同12年3月 常務取締役 同15年7月 常務取締役兼上席執行役員 同18年3月 取締役兼上席常務執行役員 同18年7月 同、管理副本部長、環境管理室長 (現任)	10,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
8	高橋 俊 泰 (昭和25年11月7日生)	昭和48年3月 当社入社 平成14年3月 取締役 同15年7月 取締役兼上席執行役員 同18年3月 取締役兼常務執行役員 同18年7月 同、MRO事業部長、たのめるマーケティング部長、商品部・物流推進部担当（現任）	20,090株
9	塩川 公 男 (昭和25年7月1日生)	昭和48年3月 当社入社 平成8年3月 取締役 同15年7月 取締役兼上席執行役員 同18年7月 同、LA事業部担当、ビジネスパートナー事業部長（現任）	15,660株
10	橘 政 和 (昭和22年7月29日生)	昭和45年3月 当社入社 平成12年3月 取締役 同15年7月 取締役兼上席執行役員 同18年7月 同、監査室長（現任）	10,540株
11	宇佐美 慎 治 (昭和27年6月27日生)	昭和51年3月 当社入社 平成12年3月 取締役 同15年7月 取締役兼上席執行役員 同18年10月 同、技術本部長代理、システム技術部門長、コンサル推進グループ長（現任） [他の法人等の代表状況] ㈱OSK代表取締役社長	6,400株
12	矢野 克 尚 (昭和30年6月18日生)	昭和54年3月 当社入社 平成14年3月 取締役 同15年7月 取締役兼上席執行役員 同18年7月 同、エリア統括補佐（エリア部門・エリアシステム部門・通信システム部門）、エリア部門長（現任）	6,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
13	山 幸 司 (昭和26年10月25日生)	昭和50年3月 当社入社 平成15年7月 執行役員 同17年3月 上席執行役員 同18年7月 同、中部支社長、名古屋支店長、 三河支店長 (現任)	7,300株
14	齋 藤 廣 伸 (昭和24年7月17日生)	昭和43年8月 当社入社 平成15年7月 執行役員 同17年3月 上席執行役員 同18年1月 同、経営企画室長、コンプライ アンス室長、ブランド戦略室長 (現任)	30,400株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役羽石勝英氏は任期満了となり、監査役古畑克巳氏は辞任されますので、両氏は退任いたします。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者杉山幹夫氏は、任期満了前に退任される監査役古畑克巳氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は本総会第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されます場合の当社定款第32条第2項の定めにより、監査役古畑克巳氏の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	伊藤 裕一 (昭和20年3月4日生)	昭和42年3月 当社入社 平成6年3月 取締役 同15年7月 取締役兼首席執行役員 同16年10月 同、関西支社長代理(大阪北・大阪南営業部統括)、関西管理部長(現任)	20,420株
2	杉山 幹夫 (昭和23年2月22日生)	昭和55年3月 公認会計士登録 同55年6月 税理士登録 同59年1月 森公認会計士共同事務所・杉山税理士事務所設立 代表公認会計士(現任) 平成元年4月 医業経営コンサルタント(経営)登録	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 杉山幹夫氏は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けましたので、同年7月1日付で当社の会計監査人としての資格を喪失し、退任いたしました。

当社監査役会は、業務停止期間終了後の同年9月1日付でみすず監査法人（注：同日付で中央青山監査法人が名称変更）を一時会計監査人に選任し、現在に至っております。

つきましては、現在一時会計監査人であるみすず監査法人を会計監査人として選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、みすず監査法人の社員及び職員の全部または一部の移籍に関する報道がなされておりますが、当社といたしましては、今後の状況の変化に応じて、適切な対応を図る所存であります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	みすず監査法人		
事務所	主たる事務所の所在場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル		
沿 革	昭和43年12月	監査法人中央会計事務所設立	
	昭和63年7月	監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して名称を中央新光監査法人に変更	
	平成5年7月	名称を中央監査法人に変更	
	平成12年4月	中央監査法人と青山監査法人が合併して名称を中央青山監査法人に変更	
	平成18年9月	名称をみすず監査法人に変更	
概 要	出資金	1,048百万円	
	構成人員	公認会計士	1,232名（代表社員182名他）
		会計士補	429名
		その他職員	788名
関与会社数	3,365社		

（平成18年12月31日現在）

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役伊藤裕一氏は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
伊藤裕一	平成6年3月 取締役 平成15年7月 取締役兼上席執行役員（現任）

以上

[インターネットによる議決権行使について]

◎インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
インターネットにより議決権を行使される際は、本サイトにアクセスいただき、画面の案内に沿つて、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を用いて、株主様が任意のパスワードを入力されますと、投票が可能になります。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、可能な限り平成19年3月28日（水曜日）午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。
3. インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
6. 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

◎パスワードのお取扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。大切にお取扱い願います。
2. 誤つたパスワードを一定回数以上入力されますと、正当なパスワードがロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内に沿つてお手続きください。
3. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム条件を満たすことが必要です。

1. パーソナル・コンピュータを用いる場合

(1)ハードウェアの条件

- ① インターネットにアクセスできる状態であること
- ② 画面の解像度が横800ドット×縦600ドット（SVGA）以上のモニターを使用できる状態であること

(2)ソフトウェアの条件

- ① マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー
(Microsoft® Internet Explorer) Ver. 5.01 Service Pack2以降のバージョンをインストール（導入）済みであること
- ② 株主総会招集ご通知や事業報告をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー（Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降のバージョン）または、アドビリーダー（Adobe® Reader® Ver. 6.0以降のバージョン）をインストール（導入）済みであること

※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe®Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

2. 携帯電話またはLモード対応通信機器を用いる場合

次のサービスが受信可能であるとともに、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL（<http://www.web54.net>）を直接入力してアクセス願います。

- (1) iモード、(2) E Zweb、(3) Yahoo!ケータイ、(4) Lモード

※iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、E ZwebはKDDI株式会社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社、Lモードは東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の登録商標または商標です。

◎パソコン等の操作方法がご不明な場合

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法または対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル（フリーダイヤル）

電話 0120 (65) 2031（午前9時～午後9時、月曜日～金曜日※祝日を除く）

2. ご登録住所、株式数などその他のご照会は、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター（フリーダイヤル）

電話 0120 (78) 2031（午前9時～午後5時、月曜日～金曜日※祝日を除く）

株主総会会場ご案内図

会場 大塚商会本社ビル3階 大会議室

東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号

下車駅 JR 総武線「飯田橋駅（東口）」または「水道橋駅（西口）」

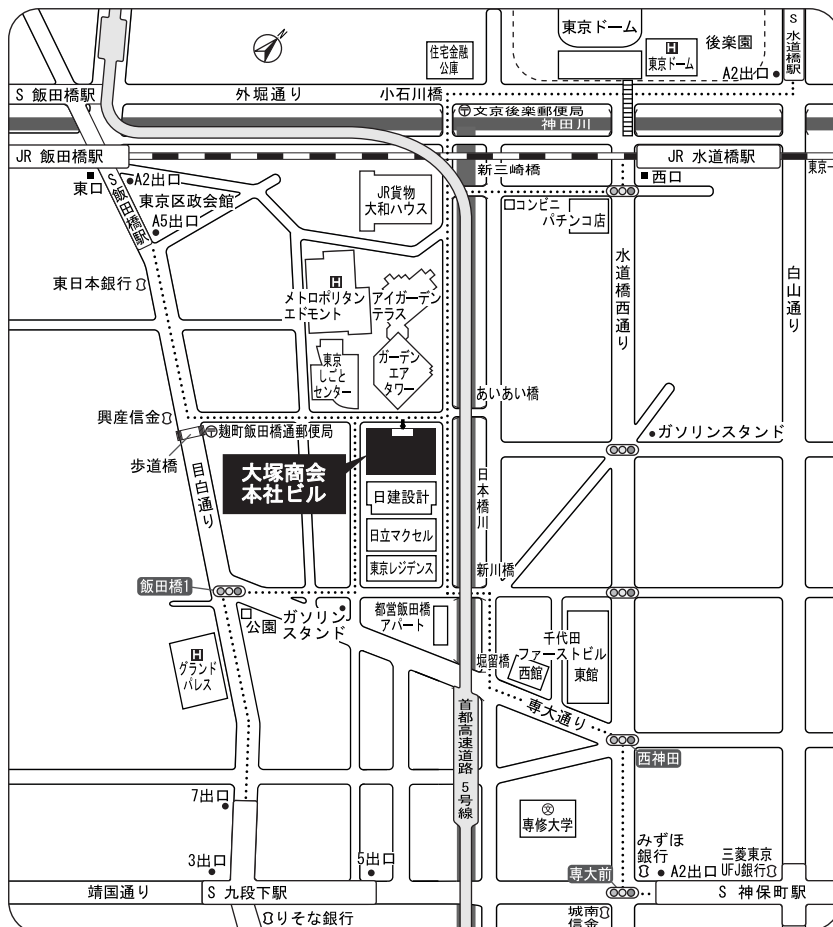
地下鉄（S）東西線「飯田橋駅」または「九段下駅」

三田線「水道橋駅」または「神保町駅」

半蔵門線・新宿線「九段下駅」または「神保町駅」

有楽町線・南北線・大江戸線「飯田橋駅」

（※上記の各駅からはいずれも徒歩で5～8分です。）



◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。